附属機関等の概要

別記様式２　　（　令和7年2月3日現在）

担当部課名	環境生活部くらし安全局消費者安全課	内線	24−527

附属機関等の名称	北海道消費者苦情処理委員会
「附属機関」、「懇談会」の別	
設置年月日	昭和50年10月27日
設置根拠	北海道消費生活条例
設置目的	＜目的＞ 第24条第３項及び第25条第２項の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、知事の附属機関として、北海道消費者苦情処理委員会を置く。 ＜所掌事項、議題等＞ 第２４条第３項 知事は、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するため特に必要があると認めたときは、当該苦情を北海道消費者苦情処理委員会のあっせん又は調停に付するものとする。 第２５条第２項 知事は、前項の規定により資金の貸付けをしようとするときは、あらかじめ、北海道消費者苦情処理委員会の意見を聴かなければならない。
委員構成	１ 委員(構成員)数　７ 名　【定 数：　７ 名】 （うち女性委員）　５ 名 （うち公募委員）　０ 名　【公募枠：　０ 名】 現在委員を委嘱していない場合はその理由（　　） ２ 部会等の設置状況
会議の公開状況	公開・非公開・一部非公開・未決定の別 一部非公開 公開できない理由（非公開・一部非公開の場合） 北海道消費者苦情処理委員会運営要領 （会議等の公開） 第３　委員会は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。 一　あっせん及び調停を行う場合（事案の検討を行う場合を含む。） 二　訴訟資金貸付の審議を行う場合

名称	委員数（うち女性委員）
なし	